

令和 4 年度 事業計画

議案第11号

令和4年度事業計画

不易流行 ～司法書士制度150周年の節目に～

【はじめに】

本年、司法書士制度は、発足から150年の節目を迎える。

記念の年となるとともに、相続登記の義務化を含む改正民法・不動産登記法の施行を控え、これまで以上に、相続・遺言に市民の関心が集まる年になると考える。当会は、これまでも相続登記の促進などの取り組みを行ってきたが、この記念すべき年に、司法書士の認知度をさらに高める事業を積極的に実施し、市民からの期待に応えていかなければならない。

また、一昨年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、新しい生活様式が定着し、事業者や労働者を取り巻く環境も大きく変化してきた。このような状況の中、当会においても、ウェブ会議システムを利用した会議や研修会の実施が定着するとともに、生活に困窮する市民からの相談への対応など、あらたな事業執行のあり方を検討してきた。今後、当会をこれからの環境に対応できる組織とするためには、県・支部一丸となって組織改革を行っていく必要がある。

さらに、一昨年の司法書士法一部改正により法律に明記された、国民の権利擁護と公正な社会の実現を図るといふ司法書士の使命を果たすためには、頻発する災害への相談対応や社会的・経済的困窮者のための法律支援等の公益的な活動を、これまで以上にきめ細やかに実施をしていくとともに、一人一人の司法書士がその使命を理解して執務にあたり、会を挙げて会員の不祥事防止に取り組む必要がある。

以上を踏まえて、司法書士の根本を忘れず、しかしながら、新しい変化に対応することを恐れない「不易流行」、この言葉を支柱に、今年度は、次の3つの重要テーマを中心とした事業計画を掲げる。

【重要テーマ】

遺言・相続登記業務の推進

本年8月に司法書士制度は150周年を迎える。また、来年以降、相続登記の義務化を含む改正民法・不動産登記法が施行され、相続登記や遺言に対する市民の関心が高まり、それらの相談が増加することが見込まれる。

そこで、今年度、司法書士制度150周年記念シンポジウムの開催のほか、各種広報、相談会を通じて、「歴史と伝統の司法書士制度」、「相続といえば司法書士」といった司法書士制度の認知度を向上させるための事業を強化する。また、相談の現場で個々の会員が相談者に適切な情報提供やアドバイスができるよう会員の実務スキルを向上させるための研修会を企画し、会員への情報提供を充実させることで、事件受託につなげる取組みを推進する。

【重要テーマ】

組織改革の実行

組織改革対策室では、当会事業につき様々な課題がある中で、主に研修事業や総合相談センター事業の改善について検討してきた。今年度は、これまでの検討内容を集約し、具体的な改革案を示して順次実行する。加えて、効果を生む事業を展開するため、県・支部での事業の効率化を図り、各事業部間の事業のあり方についても検討する。

また、中長期的に検討すべき課題も明確にし、今後の検討課題とする。

【重要テーマ】

司法書士としての職業倫理への意識の確立

会員の非違行為による不祥事は、たった一人、たった一件の事案でも、司法書士全体の信頼を揺るがす重大なものである。

今年度、日司連において司法書士倫理の改正が予定されているが、これを一つの契機として、倫理研修の充実や、会員間の交流事業等を通して、他の会員の執務や考えを聴く機会を設けることとする。そうすることで、会員一人一人が司法書士としての職業倫理意識を確立し、ひいては不祥事の防止に繋がるものと考えている。

総務部

【総務全般】

1 苦情・綱紀関係について

昨年度と同様、以下の方策を実施することにより、苦情・綱紀案件の減少に努める。

- (1) 対内用ホームページに苦情事例を随時掲載する。
- (2) 研修部の協力を得て、倫理研修を充実させる。
- (3) 研修単位未達成の会員へ指導を行う。
- (4) 新入会員へ倫理研修を実施する。
- (5) 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の利用方法を周知徹底する。
- (6) 会則第102条に基づき会員に対する指導および調査を徹底する。

2 業務広告調査等

会員の業務広告の適正化のための調査および検討を行う。

3 規則等の改正

必要に応じて、当会の規則等の改正作業を行う。

4 その他

会員の会務への参加状況を把握し、会務への参加を促すための施策を検討・実施する。

【綱紀調査委員会】

当委員会は、会員の綱紀保持に関して次の各号に掲げる職務を行う。

- 1 会長から付託を受けた事項の調査
- 2 会長に対する建議
- 3 委員会の職務に関連する制度、規則、先例等の情報の収集および研究
- 4 会則第49条第4項の規定に基づく意見の申述

【会館維持管理委員会】

清掃年間スケジュールの再確認および昨年度の点検で指摘があったフィルター等の清掃の実施状況の確認を行なうこととする。また、事務局職員からの要望事項も検討したいと考える。

【非司法書士問題対策委員会】

非司法書士問題対策委員会は、司法書士でない者（以下、「非司法書士」という。）による司法書士法違反行為を防止し、もって市民の権利擁護を図ることを目的とする。

登記申請手続きについては、本人申請の形式を装った非司法書士による登記申請が多く行われている。これは我々の経営基盤を揺るがし、司法書士の存在意義をも問われる大きな問題である。放置していれば司法書士の職域が侵食されてしまう。

今年度も職務分掌に則り、非司法書士の実態の調査および情報の収集、告発の提言、違反行為防止対策についての提言を中心に行っていくと同時に、隣接専門職間における業際問題についても配慮しながら、次のような方針で事業を行う。

1 法務局による非司調査への協力に関する提言

法務局主催の非司調査について、携わった会員のアンケートを基に調査方法を検証し提言する。また、非司調査後の法務局の対応について協議する。

2 非司啓発事業についての検討

福岡法務局の後援を受けた標記ポスターの利用やその他ウェブの活用を通じてより実効性のある対外的な非司啓発事業について検討する。

3 非司行為への対応

- (1) 非司行為が疑われるホームページを調査し、照会文書を発送する。
- (2) 市民や会員からの情報提供による非司行為に対し、照会文書を発送する。
- (3) 調査や情報提供に基づいて司法書士法違反と疑われる行為があれば、警告や告発の提言等を行う。

4 業際問題に関する研究

隣接専門職との各専門職の職域・職務権限についても、理解を深めていく。

【司法書士推薦委員会】(新設)

会務に携わる会員の増加および行政や他団体からの役職委嘱に対する会員の推薦を目的として、新たに司法書士推薦委員会を設置し、下記の事業を行う。

- 1 会員の会務(県会、支部を含む)への参加状況を一括して把握する。
- 2 県会の部会および委員会の適切な人員配置、人員不足の状況を把握する。
- 3 より多くの会員に会務に参加していただけるよう、会員へ会務の参加を促す。
- 4 行政、他団体からの委嘱に対して、適任な会員の推薦を行う。

所管委員会

【注意勧告小理事会】

【懲戒意見検討小理事会】

【選挙管理委員会】

【事故処理委員会】

【紛議調停委員会】

【登録調査委員会】

【苦情対応委員会】

経理部

経理部は、日々の予算を執行し、各月決算および期末決算ならびに予算編成等の業務を行う。

- 1 令和4年度の一般会計および特別会計の予算を執行する。
- 2 令和4年度の一般会計および特別会計の決算書類作成を行う。
- 3 令和5年度の一般会計および特別会計の予算案作成を行う。
- 4 経理部業務の改善
 - (1) 県・支部の予算編成の協議に基づき、県会予算と支部予算の均衡を図り、公益法人としての適正な予算編成を行う。
 - (2) 適正かつ効率的な経理処理に関する検討を行い、さらなる改善を図り、県・支部での統一的な事務処理体制の構築を推し進める。
 - (3) 当会の収入および支出に関する検討を行う。
 - (4) 一般会計および特別会計制度の見直しに着手する。

所管委員会

【会費減免等審査委員会】

企 画 部

1 業務推進

司法書士制度150周年を迎える今年度、相続・遺言の専門家として関係機関と連携して相続登記促進のための事業を企画・立案する。また、相続・遺言教室の運営管理を行う。さらに、会員の業務を支援する講座の開催を行う。

2 会務のあり方の検討

今年度も、会務のあり方やウェブ会議システムを利用した会務の効率化など、会員が様々な会務にスムーズに携われる環境を作るための分析・検討を行う。

3 災害への対策

地方自治体・関係機関との連携など災害発生に備えた事業を企画・立案する。

4 農業支援

司法書士の農業支援について情報の収集や、関係機関との協議に向けた準備を行う。

5 その他

社会情勢の変化に伴い、当会にて対応を迫られる事業につき、都度企画・立案していく。

【法教育・市民法律講座推進委員会】

1 活動目的

当委員会は、当会および支部による法教育・市民法律講座等（以下、「法律講座等」という。）の開催の円滑化・効率化を図り、もって、効果的な制度広報と法教育の推進に取り組むことを目的として、以下の事業を行う。

2 具体的活動

(1) 関係機関への講師派遣

行政や教育関係機関からの依頼を受け、法律講座等の講師を派遣する。

(2) 学会・他団体シンポジウム等への参加

他団体が主催するイベントへ委員を派遣し、情報の収集や意見交換を行う。

(3) 法律講座等の内容の検討

新学習指導要領に配慮した法律講座等を開催できるように、引き続き検討を行う。

(4) 支部事業のサポート

支部からの要請に応じて、法律講座等の講師を派遣する。また、成年年齢引下げに関する法改正の情報を支部と共有することで、支部事業の推進をサポートする。

(5) 講師養成講座の開催

法律講座等の講師を育成するため、会員を対象とした研修を開催する。

【裁判業務推進委員会】

1 会員の業務推進

会員の裁判業務推進を図るために、一般民事事件（代理業務、裁判書類作成業務）、家事事件に関する研究・情報収集、事例検討会や研修会の企画・運営を行う。

また、社会情勢に応じて、賃貸トラブルや多重債務等の相談会の企画・運営を行う。

2 裁判所との連絡・交渉

適宜、簡易裁判所、地方裁判所および家庭裁判所と協議を行い、必要に応じ裁判所の運用変更等について会員に情報提供を行う。また、民事裁判IT化に関する情報収集・各研修講師依頼等の窓口を担う。

3 少額事件報酬補助制度・裁判書類作成業務に関する出張相談料助成の実施

少額事件報酬補助制度および裁判書類作成業務に関する出張相談料助成の利用促進を図ることにより、法的支援が必要な市民の救済に繋げる。また、制度改善や会員への情報提供に努める。

4 民事法律扶助事業の推進

会員ならびに契約司法書士への情報提供および法律扶助の利用拡大の方策を検討する。

5 九州地方整備局からの交通事故処理依頼への対応

九州地方整備局との間で改めて締結した「交通事故等に基づく紛争解決業務に関する協定」に基づく交通事故処理依頼に対応する。

6 関連団体とのネットワーク構築

関連団体（消費生活関連）との連携により、裁判業務推進のための情報収集、ネットワーク構築に努める。

【空家等対策委員会】

1 相談体制の構築・強化

常設の空き家相談窓口について、各市町村担当者へ再度周知を図るとともに、市民からの相談に対しては、各地域の空家等相談員名簿登載者が直接対応できるよう、連絡体制を構築する。

2 行政機関、他団体との連携強化

各市町村が組成する空き家特措法に基づく協議会の設置に際しての会員の推薦や、県建築住宅センターからの相談員派遣要請に対しての会員の派遣を迅速に行うなど、行政等との連携をより強固なものとする。

特に、既に運用を開始している福岡県空き家活用サポートセンター『イエカツ』については、市民からの相談対応の他、サポートセンター相談員からの質問対応等も求められており、今後も行政との連携対応を図る。

財産管理制度については、福岡県との協定に基づく実績ができてきていることから、福岡県と連携し各市町村へ制度周知の広報を実施する。

3 会員向け研修会の実施

例年、空家等相談員名簿の登載・更新要件となる会員向け研修を開催しているところ

ではあるが、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から集合型研修を実施することが難しい場合は、研修講義を録画したものを KenTube で受講していただくことも検討する。

相続財産・不在者財産管理人候補者名簿についても、例年、名簿の登載・更新要件となる会員向け研修を開催しているところではあるが、空き家研修と同様、研修形態については検討を要する。

4 広報・制度周知

福岡県との間で締結している財産管理制度に関する協定のさらなる利用促進となるよう、相続財産・不在者財産管理制度について、県下市町村への制度広報を日司連が作成したリーフレットを活用して行うこととする。

5 電話相談事業のアウトソーシング

現在、委員会内で輪番制となっている市民からの電話相談について、可能な限り地元の会員が対応できるように相談員の拡充を図りながら、各地区の空家等相談員名簿登載者で対応することとする。

【中小企業支援委員会】

1 活動目的

中小企業支援に関する司法書士の役割を対外的に周知し、司法書士が会社の設立、事業の拡大、経営の改善、事業承継など様々な場面で活躍できることを民間企業や他事業に知ってもらうこと、それらの活動を通して司法書士全体の能力を向上させることを目的とする。

2 具体的活動

(1) 自主開催または外部機関での定期相談会

中小規模の事業者を対象に、会社設立、役員変更、解散手続きなどの登記手続きに関する相談はもちろん、事業承継手続きをはじめとした中小企業に関わる法律相談全般に関しての定期相談会を行う。

(2) 中小企業の事業承継分野に関する司法書士の新たな役割の創出に関する活動

税理士会、福岡県事業承継・引継ぎ支援センターおよび日本政策金融公庫などの連携先と協力し、企業の事業承継において司法書士が新たに活躍できる業務を研究、具体化する。

(3) 自主開催または外部機関での定期セミナー

福岡市スタートアップカフェでのセミナー開催、福岡大学創業ゼミへの講師派遣など、大学を中心とした教育機関等で定期セミナーを行う。

【特別事業対策部】

1 活動目的

新規事業の立ち上げ、緊急対応、組織を横断して検討すべき事項に対応するために設置している。業務推進、倫理、組織の見直し等、当対策部で検討すべき事項の対応にあたり、必要に応じて、関係する事業部・委員会への検討依頼や新たな対策室の立ち上げを行う。

2 具体的活動

(1) 成年後見制度利用促進対策室

ア 活動目的

成年後見制度利用促進基本計画に基づき、法律関係者団体に求められる役割を遂行すべく、弁護士会、社会福祉士会、家庭裁判所等と連携を図りながら各市町村との関係を構築し支援を行う。

また、その過程で成年後見制度全体の制度発展のため各種提言を行っていく。

イ 具体的活動

① 各自治体への委員等の派遣

今年度より、新たに「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が5か年計画で定められることとなった。今後さらに福岡県下全域の自治体において中核機関設置に向けた動きが活発化することが予想される。各市町村から中核機関設置に向けた審議会等への参加要請があった場合には、当対策室において委員またはオブザーバーとして派遣する会員を決定し、対応を図りたい。

また、中核機関設置済みの自治体からは、中核機関内の協議会等委員の派遣、相談員の派遣、後見等開始申立書の作成支援、成年後見人等の受任調整会議委員の派遣等の各種要請が行われると想定されるため、L S福岡と連携し、適切な会員を派遣すべくこれに対応したい。

② 中核機関協力会員名簿の運用

令和3年10月より運用を開始した中核機関協力会員名簿を適切に運用し、名簿登載者の募集を継続的に行い、今後想定される中核機関からの成年後見人等の推薦依頼増加に対応すべく中核機関協力会員名簿登載者の増員を図る。

また、中核機関において実施される受任調整会議を経て、成年後見人等候補者の推薦依頼が当会へなされた場合には、中核機関協力会員名簿登載者の中から成年後見人等候補者を推薦する。

③ 会員に対する研修会等の実施

①のとおり中核機関設置に向けた動きが活発化した場合、当対策室のみで対応することは不可能であり、高齢者・障がい者権利擁護委員会や窓口委員等との連携が必要である。

具体的には、地域に根差した活動をしている窓口委員や会員と情報を共有し、当会が組織として対応するために窓口委員や会員からの情報の集約を図る必要がある。また、中核機関設置に向けた審議会等の参加を各市町村から要請された場合には、窓口委員や会員を派遣する必要がある。

そこで、これらに対応すべく、窓口委員をはじめとする会員に周知し、協力要請を行うため、高齢者・障がい者権利擁護委員会やL S福岡とも連携し会員向け研修会等を実施する。

また、中核機関協力会員名簿にすでに登載されている会員向けのガイダンスおよび新規名簿登載をする会員向けのガイダンスを行い、中核機関からの要請に協力できる会員の増員を図る。

④ 高齢者・障がい者に対する権利擁護体制構築の検討

上記のとおり、今後の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に基づく各自治体の動向に対応するためには、高齢者・障がい者権利擁護委員会との連携が不可欠である。

また、各自治体より成年後見制度利用促進基本計画とも関連する市民後見人推進検討会等の委員の派遣要請が増加していくことも予想されるため、高齢者・障がい者権利擁護委員会とも連携し委員の選定を行う必要がある。

そこで、高齢者・障がい者権利擁護委員会とは、当会が今後高齢者・障がい者の権利擁護のための対応を組織としてどのように図っていくかを検討すべく共同での会議体を設ける。

(2) 組織改革対策室

ア 活動目的

当会の置かれた状況を検証するとともに、今後の司法書士制度を取り巻く状況の変化に対応できるよう、将来に向けて総合相談センター事業を含めた県・支部のあり方など組織改革のための検討を横断的に行う。

イ 具体的活動

昨年度からの検討課題である研修事業、総合相談センター事業につき継続して検討した上で、各事業部の拡大部会とも連携しつつ、具体的な改善策をまとめる。今年度は、「検討」から「実行」へ移すための準備を整えたい。同時に、他の改善を要する事業についてもその課題を抽出し、中長期的な検討課題として明らかにしたい。

(3) 司法書士制度150周年記念事業対策室

ア 活動目的

令和4年8月、司法書士制度は150周年を迎える。また、令和5年4月以降、民法等の一部を改正する法律が段階施行される。

そこで、市民からの相続・遺言に関する相談ニーズの増加に対応できる体制を整備するとともに、「相続・遺言といえば司法書士」というイメージを定着させるため、後記イのとおり司法書士制度150周年を記念する事業を実施する。

イ 具体的活動

① シンポジウムの企画、運営

相続・遺言をテーマにした市民参加型のシンポジウムを企画・実施する。

② 直前短期集中講座の実施

市民の相続に関する相談ニーズに対応するため、上記①のシンポジウム開催の直前に相続・遺言をテーマとする連続研修会を実施する。

③ 司法書士制度150周年記念事業の広報

「相続・遺言といえば司法書士」というイメージを定着させるため、司法書士制度150周年記念事業の広報を実施する。

広 報 部

今年度は、司法書士制度が発足して150年を迎える。また、相続登記の義務化を含む改正民法・不動産登記法の施行を控え、これまで以上に相続・遺言に市民の関心が集まる年になる。この記念すべき年に当会が実施する様々な事業を中心に広報を実施し、相続登記の義務化や司法書士制度の認知度向上に努めていく。

また、昨年度同様、8月・2月に開催する相続、遺言に関する相談月間に力点を置いて広報活動を行い、「司法書士総合相談センター」の認知度の向上に努め、電話相談、司法書士紹介の件数の増加に繋がるように広報活動を行う。

1 司法書士制度150周年記念事業の広報

司法書士制度150周年に関連し7月に予定しているシンポジウムならびに8月に予定している相談会について、チラシやポスターに加え、SNSやウェブ広告等を積極的に活用し広報を実施する。また、新聞やテレビ等を通じて、司法書士制度150周年や相続登記の義務化等について周知を図り、総合相談センターの更なる活性化に繋げていく。

加えて、同じく周年を迎える企業と協同し、これまでの歩みや取り組み、或いはこれからの展望等について対談し、雑誌等を通じて情報を発信する。

2 リーフレット・チラシなどの制作およびその配布

司法書士制度、総合相談センター、各種相談会、イベントの広報媒体として、リーフレット、チラシ等を制作し、多くの市民の手に届くように工夫し、効率よく配布する。

3 ウェブ広告

昨年度からテレビCMを中止し、ウェブ広告を実施した。概括的な広告ではあったが、相談・紹介件数共に増加傾向にあった。今年度は、相続登記や消費者問題等テーマを設定してウェブ広告を実施し、相談・紹介件数の増加に繋げる。

4 対外用ホームページ

様々な広報媒体に二次元コードを掲載し、市民がより簡単に対外用ホームページへアクセスできるよう工夫し、司法書士制度や相談会の周知を図る。

また、対外用ホームページには古い情報や重複する情報等が散見されるため、各部・委員会の協力を得て改修する。

5 マスメディアや行政、団体等との関係構築

昨年度に引き続き、福岡法務局との協働事業である「未来につなぐ相続登記推進プロジェクト」を核に、行政機関とのより一層の関係構築に努める。マスメディアとの関係においては、司法書士の取り扱う業務や当会のイベントのうち、ニュース性のあるものを積極的にリリースし、テレビや新聞で取り上げてもらうことにより、司法書士制度を市民に対して周知する。

6 会報「ふくおか」の発行

県会（日司連含め）や支部の事業活動や方向性、会員の意見や人柄が知れる記事など会員間の交流にも役立つ記事を掲載していく。さらに、企画から発行までの作業効率の向上を計り、広報部員や執筆者を含めた事務負担を少しでも軽くできるよう検討していく。

研修部

1 業務研修会

昨年度までは、主に土曜日に開催する研修を業務研修会、平日に開催する研修を司法書士実務研修会と区別していたが、今年度より研修の名称を業務研修会に統一する。

今年度の重要テーマに関連する内容の研修はもちろん、時機を見て必要と思われる研修を年6回開催する。

2 倫理研修会

執務姿勢、懲戒事例等および司法書士としての品位の保持に関する倫理研修を年2回開催する。

3 年次制研修会

日司連主催の研修であるが、研修会の開催・運営については例年支部に協力いただいている。

当研修は、ディスカッションを中心とした義務研修である。当会は受講機会を多く設けており、対象会員には是非積極的に参加いただきたい。

4 九州大学司法研修講座

九州大学より講師をお招きし、研修会を開催する。法律家としての素養を高めるため、大学の特色を生かし、幅広い法律分野をテーマに講義を開催する予定である。

5 司法書士事務職員研修会

事務職員向け研修会を1回開催する。研修内容は、昨年度のアンケート結果を踏まえ決定する。

例年どおり、九州ブロック内の単位会や近隣の単位会にも開催案内を行う予定である。

6 日司連主催研修会同時配信研修会

会館を使用し、日司連中央研修所が行っている同時配信研修会を開催する。

7 L S福岡との共催研修

L S福岡との連携の一環として、共催研修を行う。

8 オンデマンド研修動画配信

引き続き、会員に対し研修動画をオンデマンド配信し、本システムの登録会員数の増加を目指す。

9 研修事業のあり方についての検討

コロナ禍のもと、場所の移動を伴わないウェブ配信研修の方法が主流となりつつある。この状況を踏まえ、支部および組織改革対策室と連携して引き続き県・支部の研修事業のあり方について検討する。

【新人研修委員会】

1 登録「前」新人研修に関するもの

例年どおり、次の内容にて行う予定である。

- ・集合研修（開講式）
- ・配属直前研修
- ・配属研修

2 登録「後」新人研修に関するもの

今年度は、登録後研修も8期目に突入するため、より改善を図りながら、運営を行う。具体的には、3回の集合研修（集合型研修）および各支部への部会・委員会への配属研修（実地型研修）を行う。

また、これまでの研修の成果や問題点を検証し、今後の研修体制の改正を検討・実施する。

社会事業部

1 相談事業

(1) 司法書士総合相談センター事業

当会の相談事業の中心である総合相談センターの運営について、支部と連携し事業の協働ならびに支援を行う。紹介システム、夜間電話相談の方式についてのこれまでの検討を踏まえ、組織改革対策室と連携しつつ、総合相談センターのあり方やセンター機能の充実についての具体的な改革案の策定に取り組みたい。

(2) 相続登記相談センター事業

日司連が推進する相続登記相談センター事業に対応し、紹介システムや夜間電話相談の紹介など適切な相談窓口を案内できるよう取り組みを継続する。

(3) 司法書士制度150周年記念全国一斉相談会

例年8月に開催している一斉相談会を、今年度は司法書士制度150周年記念事業として、8月7日(日)、LS福岡をはじめとする関係団体との共催により開催する。6支部の協力のもと県下一斉の無料相談会を実施するとともに、会館での電話相談会も実施する。

(4) 相続・遺言に関する推進月間

例年2月に実施している「相続登記はお済みですか月間」のほか、8月に相続・遺言に関する推進月間を実施する。

(5) 貸借借トラブルホットライン

毎週月曜・水曜の16時から18時まで、貸借借トラブルに関する無料電話相談を開催する。

(6) 他士業との合同相談会

より充実した相談事業を行うため、また関連団体とのネットワーク構築の意味でも、他士業との合同相談会を開催する。

(7) 総合行政相談・一日行政相談所・福岡市市民相談室・スタートアップカフェ・福岡市空家相談事業

九州行政評価局や福岡市と連携し、各相談事業への相談員派遣を継続して行う。

2 司法書士総合相談センター相談受付・管理システムへの対応

日司連が、昨年10月より稼働を開始した「司法書士総合相談センター相談受付・管理システム」について、当会の総合相談センター事業において運用を開始するために必要な検討を積極的に行う。

3 法務局と共催のセミナー・相談会

相続登記推進への取り組みとして、福岡法務局と共催で、市民向けのセミナー・相談会を開催する。

4 長期相続登記等未了土地解消作業への対応

所有者不明土地特措法に基づく長期相続登記等未了土地解消作業に関し、法務局と連携し、必要に応じて相談会の実施、相談体制の整備等を行う。

5 関連団体、関係機関との連携強化

外部の関連団体、関係機関との情報共有や連携強化によりネットワークの構築を図り、社会情勢に対応した活動ができるよう努める。

6 災害関連相談

県内で発生した災害に関し、必要に応じて被災者支援のための相談事業を実施する。また、県外で発生した災害について、被災単位会または日司連の要請を受けて被災者支援のための相談事業を実施する。

7 多重債務者、生活困窮者への支援

近時、増加傾向となっている社会的・経済的困窮者への支援について、我々司法書士自身がその支援の担い手であることを自覚し、また市民に対してもそれを周知する目的を兼ねて、多重債務者や生活困窮者向けの相談会を企画・実施する。

8 その他

司法書士として対応すべき社会問題に対し、時機に応じた相談会等の企画を検討する。

【高齢者・障がい者権利擁護委員会】

当委員会の主な活動は、地域に配置している窓口委員活動事業である。本活動は、地域と司法書士がつながることで、そこに居住する高齢者・障がい者の権利擁護に資すると共に、司法書士の存在および業務を知っていただき、顔の見える関係を構築していくことで市民から更なる信頼を得ることを目指している。成年後見制度利用促進基本計画の策定に伴い、高齢者・障がい者の権利擁護において、今後ますます法律専門職が活躍する場が増えることが予想される。

1 窓口委員活動支援

窓口委員の活動を正しく理解して積極的に活動していただくために、また、地域社会における高齢者・障がい者の相談支援、成年後見の活用などについてスキルアップを図るために、窓口委員活動に役立つ資料の作成を行う。

2 成年後見制度利用促進対策室との連携

第二期成年後見制度利用促進基本計画が新たに設けられることにより、今後各自治体において中核機関の設置や地域連携ネットワークの整備に向けての動きが活発化することが予想される。当会では、成年後見制度利用促進対策室が中心となりL S福岡等との連携を図ることとなっている。当委員会としては、成年後見制度利用促進対策室等との情報共有に努め、窓口委員が成年後見利用促進の関係で何らかの活動が必要となった時には積極的に支援していく。また、そのための窓口委員向けの研修会を成年後見制度利用促進対策室との共催で行う。

【司法福祉推進委員会】

司法書士法改正により、司法書士法の使命規定に「国民の権利擁護」の担い手であることが明記された。司法書士のこれまでの活動が結実したものだが、これを今後より発展させ、司法アクセスが困難な市民にこれまで以上に寄り添っていけるよう、当委員会の活動を強化する。

1 自死対策

(1) 自殺未遂者・念慮者への支援

新型コロナウイルス感染症が拡大するなか自殺者数が増加に転じており、経済的破綻も相まってこの傾向は今後数年続くとと思われる。そのため、日司連の「司法書士ゲートキーパー宣言」事業と連動して司法書士が出来ることを広報し、自殺未遂者等に対する支援を拡充する。

(2) 相談会への相談員派遣

自治体や保健所と連携し、各相談会へ相談員を派遣する。

(3) 自殺対策に関する研修会、情報提供

自殺対策に関して、全ての会員に自死念慮者へのゲートキーパーとなってもらえるよう、研修会や情報提供を行っていく。

(4) 自殺総合対策大綱改正への対応

今年度に予定されている自殺総合対策大綱の改正に合わせて司法書士の役割や当会の事業について関連団体にPRする。

(5) ベッドサイド法律相談事業の拡充、広報

相談員の募集等による事業の拡充および広報活動による利用件数の増加を目指す。

(6) 医療、福祉職との連携強化

自死対策において有効と思われる医療、福祉職との連携強化に向けた取り組みについて検討する。

2 生活困窮者等への支援活動

(1) 生活困窮者への支援

厚生労働省の発表によると一昨年度の新規生活困窮相談受付件数は令和元年の3倍超に増加しており新型コロナウイルス感染症は市民生活に大きな影響を与えている。そこで、会員が生活困窮者等から相談を受ける際に的確な対応ができるよう研修会や情報提供を行っていく。また、生活保護申請同行支援や各種助成金取得援助等を通じて、よりきめ細かい支援を行っていくためにも、生活保護申請同行支援を行った会員に対しては、経済的困窮者の救済支援事業により助成を行う。

(2) 生活困窮者自立支援事業について

福津市との連携で家計改善支援員を派遣する事業を引き続き行う。また、福津市でのこれまでの家計相談事業を振り返ることで、司法書士の関与による効果を検証し、生活困窮者自立支援制度の中で司法書士が出来ることを検討する。

(3) 年末相談会・生活保護電話相談会の開催

ホームレス・ニアホームレスを対象とした、年末相談会および生活保護に関する電話相談会を今年度も開催する。

3 更生保護施設入所者への支援

湧金寮（北九州）での定期相談会、北九州自立更生促進センターへの相談員派遣事業を行う。

4 その他

当委員会の関連事業に協力いただいている会員をメンバーとしたメーリングリストを活用し、情報提供や情報交換を行うことで連携を強化する。

【ADRセンター運営委員会】

当センターは平成22年に裁判外紛争解決手続（ADR）機関として法務大臣の認証を得、一般市民のニーズに沿った紛争解決の一手段となるべく活動を継続している。対話促進型調停の実施、また専門的知見を活かして紛争の実情に即した迅速な対応と紛争当事者の満足感を得られる解決を図るために、以下のとおり事業を行う。

平成27年6月より令和2年度末まで、特例期間として利用料を郵送代の実費のみとして運用してきたが、昨年度より、申込手数料9千円（うち郵送実費3千円）、合意に至った場合の合意成立手数料2万円とする運用を開始した。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、緊急事態宣言下では当事者への説明や調停開催を差し控え、緊急事態宣言が解除されている期間については、感染防止対策を講じた上で手続を実施する。

1 ADRセンターの運営

規則・規程に基づいて、誠実にかつ柔軟に紛争解決ができるよう運営を行っていく。また、福岡県全域どこでも、調停の開催希望に対応できるよう手続実施者の増加や調停開催場所の確保を目指す。

2 広報の充実

- (1) 当センターを案内するチラシを各種団体・自治体等に配布する。
- (2) 各種団体・自治体等へチラシ等を持参し、セミナーを行うなどADRの説明と広報を行う。
- (3) 広報用DVD、広報ツールを活用する。
- (4) 各種相談会において、ADRの利用を積極的に促す。

3 ADR研修会および事例検討会の開催

手続実施者の能力担保を目的とした各種研修会を開催する。研修計画は、2か年計画にて実施する研修と、毎年度実施する研修を峻別し、各研修を適切な時期に開催するよう配置する。

これにより、手続実施者名簿登載者の増員を目指し、また、事例検討会等により、受託案件に対する紛争解決に活かしていく。多くの会員に、手続実施者として当センターの運営に関わっていただけるよう、また相談者に対し当センターの利用を薦めていただけるように、魅力的で充実した研修会・事例検討会を開催する。

4 運営規程等の見直し

調停手続上の問題点について改善策を検討し、よりよいADRセンターとなるべく運営規程等の見直しを行っていく。

特に今後は、遠隔地に居住する当事者が調停開催を希望する場合なども想定し、オンラインでの調停の開催にも対応できるよう運営規程等を整備する。

総合研究所

総合研究所は、司法書士の職能に関する諸制度ならびに法令について、その調査研究を恒常的に行い、会務執行の意思決定に資するとともに、司法書士の法律実務家としての資質の向上を図ることを目的としている。

今年度は、各研究会が下記のとおり調査・研究を行うと共に、次の研究会の設置の必要性について検討および準備を行う。

- ・民法（令和3年改正）研究会（仮称）

令和3年に改正された民法・不動産登記法等のうち、民法改正ならびにその他関連する法令、制度について、司法書士の実務に及ぼす影響等の観点から研究する。

- ・商業・法人登記研究会（仮称）

商業・法人登記制度の近年頻繁に実施されている改正に対して、会員の実務能力を対応させるための調査・研究を行う。

なお、各研究に伴う研修会等の講師派遣についても積極的に対応する。

【不動産登記研究会】

近年、土地の所有者が死亡しても相続登記がなされないこと等を原因として、不動産登記簿により所有者が直ちに判明せず、または判明しても連絡がつかない土地が生じ、その土地の利用等が困難になるなどの問題が生じている。そのため、令和3年4月21日、「民法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第24号）および「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」（令和3年法律第25号）が成立し、同年4月28日に公布された。

これらの法律の施行期日は、原則として公布後2年以内の政令で定める日（令和5年4月1日）とされ、特に相続登記の申請の義務化関係の改正については公布後3年（令和6年4月1日）、住所等変更登記の申請の義務化関係の改正については公布後5年以内の政令で定める日とされている。不動産登記法の改正については政省令や通達など実務運用に委ねられる部分も多く、これからも今後の通達等の公表に対応して、最新の情報についてさらに検討・研究を行っていきたいと考えている。また、司法書士制度150周年記念事業に関連した、不動産登記関連の研修会等にも対応することとしている。

その他、九B新人研修会のカリキュラムの中で、不動産登記に関する講義（取引立会―受託から完了まで・不動産登記の常識を中心に・相続登記手続き）へ講師3名を派遣予定である。

【司法書士法研究会】

- 1 司法書士法および関連法令等（それぞれ将来における改正可能性に関する事項を含む。）について研究する。
- 2 前項のほか、業際問題等について研究する。

【憲法研究会】

- 1 昨年度に引き続き、日本の格差（貧困）社会・差別社会における人権状況を研究テーマとする。
具体的には、ジェンダー・ギャップの現状と課題およびLGBT（性的少数者）の法的保護の問題を中心に研究する。
- 2 法律案および法令等の憲法適合性について、調査・研究する。